



1. 検討に至るまでの背景

普天間公園(仮称)懇談会は、平成29年3月に「普天間公園(仮称)への提言書」を取りまとめた。この提言を受け、沖縄県と宜野湾市は、普天間飛行場跡地利用計画(素案)策定に向けた検討を進めている。そのため、年度当初に若手の会定例会の中で挙げた検討テーマの「公園」、「交通」、「都市基盤」の中から、まず「公園」について議論の深度化を図り、会としての考えの見直しを行っていく方向性となった。なお、他分野に関する意見は次年度以降の検討の際、改めて議論する事となった。

2. 若手の会のこれまでの公園づくりの考え方

①メインテーマを「平和」とし、まちと公園が連動するまちづくりを目指す。

- ・普天間飛行場返還後も、「かつて普天間飛行場が存在していた」という歴史的事実を後世に伝え、平和の発信地となる公園を目指す。
- ・宜野湾市固有の自然、歴史、文化資源を保全、活用しつつ、スポーツやレジャー等様々な活動が可能な、誰もが魅力を感じる公園を目指す。



②配置は、一定のまとまりを確保し、その他の带状緑地を繋げ「ネットワーク型」の公園を目指す。

- ・地域固有の文化財などの歴史、文化資源や、斜面緑地及び鍾乳洞等を緑地とする事により保全を図る事と合わせ、一定規模の公園と带状緑地を繋げる「ネットワーク型」とする事により一体的な空間形成が可能となり、公園周辺の様々な施設とも繋がる事が可能となる。

③運営方法は、「国営公園」を目指す。

- ・普天間飛行場返還の記念、シンボルとして整備を行うにあたっては、国家的な記念行事として位置づけ国営公園として整備する事が望ましく、地権者の負担軽減にも繋がる事と考える。

※規模については、以前は緑地を含め150ha程度としていたが、若手の会としての考えを再度議論していく。
(将来の人口減少が確実な中、150ha規模の必要性があるのか等)

3. 検討の視点

「地権者側の組織」として、

- ①大規模公園がどうあるべきか
- ②大規模公園の整備による地権者のメリット、デメリットは何か
- ③どのように大規模公園に関わっていく事ができるか

あくまで地権者目線で検討し、取りまとめた考えを元に地権者と意見交換を行う事により、更なる内容の深化を図るという考えでこの3つの視点を設定した。

4. 平成29年度の活動内容

上記検討の視点を持った上で、平成29年度は以下の活動を行い、大規模公園に関する検討を進めていった。

定例会(計12回)、自主会(計6回)の開催

字別意見交換会での説明、地権者との意見交換(計3回)

先進地視察会の実施(国営木曾三川公園他2箇所)

視察では「多様な拠点のある国営公園」をテーマの1つと設定し、国営木曾三川公園を視察した。大規模公園のあるべき姿、地権者及び市民の関わり方等、参考となる話を伺う事ができた。また、より理解を深めるため、公園視察前日に国土交通省から講師を招聘し、国営木曾三川公園の背景や事業概要について講義を受けた。

5. 若手の会の考える大規模公園のあり方

①大規模公園のあるべき姿

緑の中のまちづくり

- ・公園がまち全体を包み込み、そこで暮らす人々の生活・コミュニティを繋ぐ。
- ・学校や図書館等、様々な施設が緑の中にあり、日常的に緑豊かな環境で生活できる。



【写真上:くさぶえの道、写真下:仲町台駅前商店街】共に港北ニュータウン。横浜市ホームページより転載。
転載元 URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/nt/>

②大規模公園の整備による地権者のメリット・デメリット

◆メリット

- ・自分の土地の目の前に緑豊かで良好な景色が広がる
- ・歩道と車道が分かれているため、安全である
- ・資産価値の向上、まちの魅力向上につながる
- ・都市の潤い(宜野湾市の潤い)となる
- ・交通アクセス整備と合わせて利便性が向上する
- ・防災性の向上、災害時の避難場所として活用可能



【港北ニュータウン(神奈川県横浜市)における歩車分離】「2013 横浜わが街シリーズ」より転載
転載元 URL: <http://tadkawakita.blogspot.jp>

- ・日常的に緑の中で生活できる。
- ・鉄軌道が整備された場合、駅から車道を通らずに、歩いて色々な施設やまちの中を行き来できる。
- ・車と歩行者の動線が交わらないため、渋滞の緩和にも繋がる。
- ・子供の教育、遊びの場として活用できる。

◆デメリット

- ・利用者の安全や良質な環境を維持するため、公園の維持管理に多大な費用がかかる
- ・土地を売りにくい地権者に対しても、公園用地取得の際に土地売却依頼の可能性がある
- ・公園区域に自身の所有地が含まれた場合、換地の位置によっては使い勝手が悪くなる可能性がある

③メリット実現のため、地権者としての関わり方は…

- ・住民参加型の「皆で育てていく公園」とするため、将来的にどのような公園にしたいか、地権者として維持管理も含めしっかりと考える必要がある。
- ・自分達が理想と考える公園(緑の中のまちづくり)を実現させるため、計画段階から公園の活用方法等検討を行う。

「地権者であり公園の利活用者」として、大規模公園を「計画し、育てる」

6. 今後、若手の会として行う事

- ・大規模公園について、**地権者として何に関わっていく事ができるか**検討を進め、引き続き提案を行う。
- ・大規模公園以外の分野についても、引き続き地権者としての立場で検討を進め、**現在検討が進められている跡地利用計画に対して提案**を行う。
- ・地権者に対しての意向醸成、啓発及び自由な**意見交換の機会を創出**する。